

「高齢者・障害者等への住民票等証明書お届けサービス」のモデル実施について

令和4年10月からのコンビニ交付実施に伴い、お身体が不自由などの理由により外出することが困難で行政窓口やコンビニにも行くことができない事情のある高齢者や障害者の方に対し、各種証明書を職員が自宅へ届けるサービスを実施します。

1 実施方法

明舞・江井島・高丘各サービスコーナー地域をモデル地区として実施し、実施方法などを検証した上で、令和5年4月より全市域にサービスを拡大します。周知については、自治会回覧等により行います。

2 サービスを利用できる方

本市に住民登録があり、市内に居住している方で、

- ・身体的理由により外出が困難である（身体障害者手帳の交付を受けている）。
- ・要介護認定を受けている。
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯である。

など特別な理由により世帯全員が外出することができず、代理申請も困難な方とします。

3 サービスの対象となる証明書

- ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・所得証明書
- ※コンビニ交付発行証明書と同様

4 手数料等について

1通 300円（窓口交付手数料と同額、証明書お届けサービスに係る経費は無料）

5 利用方法

- ① 本人又は同一世帯員が市民課へ電話により申請
- ② 職員が訪問し、申請者の本人確認をしたうえで、証明書を交付

6 実施日について

令和4年10月3日受付開始